

八尾歴史物語

四三巻

指定文化財シリーズ〈史跡〉その③（県庁・会所跡編）

指定の史跡として今回は墓と塚を紹介しましたが、今回は、「河内県庁跡」と「安中新田会所跡」を紹介します。

河内県庁は、明治2年（1869年）1月、廃藩置県によって設置された河内県の役所で、同年4月、八尾御坊大信寺（本町4）境内にあった対面所に設置されました。しかし、河内県はわずか8カ月で堺県に合併されたため出張所となり、同年9月には廃止されました。その後明治28年（1895年）に現在の八尾高校の前身となる府立第三尋常中学校の仮校舎が開校し、昭和45年（1970年）には河内県庁跡として大阪府の史跡に指定され、石碑が建てられています。

安中新田は、宝永元年（1704年）に大和川の洪水対策として江戸幕府によって付け替え工事が行われ、河川だった場所が新たに開発された新田で、主に木綿などが栽培されていました。市内では、安中新田をはじめ、

山本新田など9つの新田がありました。この安中新田の支配人として管理を担ったのが植田家でした。「旧



▲安中新田会所跡旧植田家住宅

植田家住宅」は、安中新田を管理するための「会所」の建物を継承したものです。植田家に残されていた正徳2年（1712年）の『安中新田分間絵図』に「会所屋敷」と記されていたことから、この建物が新田の開発当初から会所であったことが分かりました。

大和川の付け替えによって開発された新田会所のうち、中河内地域で建物と共に屋敷地が残っているのは、安中新田と鴻池新田（東大阪市）のみで、「安中新田会所跡（支配人宅跡）」として市の史跡（建物は有形文化財）に指定されました。

☆問合せ 文化財課

☎ 924・8555

FAX 924・5593